

「岩出市観光案内所運営等包括業務委託」
に関するプロポーザル募集要項

令和8年1月

岩出市

産業振興課

1 件名

岩出市観光案内所運営等包括業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の概要・目的等

岩出駅前を「まちの玄関口」として再定義し、駅前の観光案内所と周辺歩道空間を核に、公共交通・体験コンテンツ・デジタル施策（AR等）を組み合わせることで、観光を「点」から「線」、さらに「面」へと展開し、来訪者が“訪れる理由”“回る理由”“また来る理由”を継続的に得られる仕組みを構築することを目的とする。

また、本業務は単なる施設管理に留まらず、「地域のリビングルーム」というコンセプトのもと、来訪者・地域住民・交通・民間サービスをつなぎ、継続的な改善を行う運営体制の構築を目指すものとする。

(2) 業務内容

別紙「岩出市観光案内所運営等包括業務委託仕様書」参照

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

(4) 提案限度額

83,016千円（税込）

令和8年度から令和10年度までの債務負担行為を設定しています。

ただし、各年度及び基本運営費、通年体験プログラム、オープニングイベント事業費に上限を設定しています。参考見積額が、それぞれ次の上限を超過した場合は失格とします。

参考見積額には、それぞれの金額が分かるように明細を記入してください。

令和8年度上限 36,182千円（税込）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（内訳）基本運営費上限 18,291千円（税込）

通年体験プログラム、オープニングイベント事業費上限

17,891千円（税込）

令和9年度上限 23,417千円（税込）

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（内訳）基本運営費上限 18,291千円（税込）

通年体験プログラム費上限 5,126千円（税込）

令和10年度上限 23,417千円（税込）

令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

（内訳）基本運営費上限 18,291千円（税込）

通年体験プログラム費上限 5,126千円（税込）

3 参加資格

参加資格を有する者は、下記の条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 単独の事業者（法人、団体又は個人）又は、複数の事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。コンソーシアムでの申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる事業者を選定すること。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- (3) 心身の故障により業務を適正に行うことができないものでないこと及び未成年でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 法人税・消費税及び地方消費税、都道府県税、法人市民税及び市町村・府県民税、固定資産税を完納し、かつ、証明書が提出できること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと岩出市が認めたものを除く。）でないこと。
- (8) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、岩出市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。
- (9) 岩出市暴力団排除条例（平成23年岩出市条例第11号）で規定する暴力団員等でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

4 スケジュール

| 内容 | | 日程 |
|----|-----------------------|-------------|
| 1 | プロポーザル実施告知 | 令和8年 1月 9日 |
| 2 | 質問提出期限 | 令和8年 1月 16日 |
| 3 | 質問への回答 | 令和8年 1月 23日 |
| 4 | プロポーザル参加表明関係書類提出締切 | 令和8年 1月 30日 |
| 5 | プロポーザル提案書類提出締切 | 令和8年 2月 9日 |
| 6 | 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和8年 2月 13日 |
| 7 | 結果通知 | 令和8年 2月 19日 |
| 8 | 契約締結 | 令和8年 4月 1日 |

5 募集要項等の配布

募集要項、様式一式を配布します。※岩出市ウェブサイトからもダウンロードできます。

(1) 配布期間

令和8年1月9日（金）～令和8年1月16日（金）

※土日祝を除く。午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 配布場所

岩出市 事業部 産業振興課

住 所 〒649-6292 和歌山県岩出市西野209番地

電話番号 0736-63-5840（直通）

6 質問書（様式 1）の提出

本募集要項及び仕様書の内容等について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、岩出市ウェブサイトに掲載します。なお、質問に対する回答をもって、本募集要項を追加補正したものとみなします。また、質問者の名称は公表しません。

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時 00 分（必着）
- (2) 提出先 岩出市 事業部 産業振興課
E-mail sanshin@city.iwade.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールによる。※送信後は着信確認を行ってください。

- (4) 回答方法 令和 8 年 1 月 23 日（金）を目途に、提出されたすべての質問とその回答を市の公式ウェブサイトに掲載します。

7 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加表明のための書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時 00 分（必着）
- (2) 提出先 5 の(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）
(注意)
 - ・持参の場合は、平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までに、岩出市 事業部 産業振興課にて受け付けます。
 - ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

(4) 参加表明のための提出書類

ア 参加意向申出書（様式 2） 1 部

イ 申請者の事項に係る証明書（発行日から 3 カ月以内のもの）コンソーシアムの場合は代表法人又は個人のもの

① 法人の場合

・登記事項証明書（全部事項証明書） 1 部

② 個人の場合

・本籍地の市区町村が発行する身分証明書で準禁治産者、破産者でないこと、後見登記通知を受けていないことが分かるもの 1 部

ウ 【法人のみ】法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から 3 カ月以内のもの）

・税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その 3 の 3） 1 部
・非課税の場合は、非課税証明書 1 部

エ 【個人のみ】申告所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から 3 カ月以内のもの）

・税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その 3 の 2） 1 部

- ・非課税の場合は、非課税証明書 1部
- オ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ① 法人の場合
 - ・岩出市と契約する先の所在地のもので、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・非課税の場合は、非課税証明書 1部
 - ② 個人の場合
 - ・代表者の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・非課税の場合は、非課税証明書 1部
- カ 【法人のみ】法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ・岩出市と契約する先の所在地のもので、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前 1年間の納税証明書 1部
 - ・非課税の場合は、非課税証明書 1部
- キ 【個人のみ】市町村民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ・市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1部
 - ・未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前 1年間の納税証明書 1部
 - ・非課税の場合は、非課税証明書 1部
- ク 財務諸表の写し（最近1ヵ年のもの、半期決算の場合は2期分） 1部
- ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書
- ケ 誓約書（様式3） 1部
- コ コンソーシアム届出書（様式4） 1部（該当する場合のみ）

※但し、岩出市入札参加資格に登録されているものは、イ～クを省略することができる。

8 提案書の提出

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5、様式6-1・6-2、様式7、様式8）に基づき作成するものとします。配布期間に受取りに来られるか、岩出市ウェブサイトからダウンロードしてください。
- (2) 提案については「提案書」（様式5）を鏡とし、次の項目に関する提案を所定の様式を使用して作成し、添付提出してください。
 - ア 業務実施体制について（様式6-1・6-2）
例：従事スタッフの構成、人数、経歴等

イ 業務実績（様式7）

当該業務と同等・類似業務の実績について、具体的に記入してください。

ウ 業務計画書（任意様式）

業務実施にあたり、想定されるスケジュールをわかりやすく記載してください。

エ 業務実施方針及び手法（任意様式）

別紙業務仕様書について、具体的に提案内容を記入してください。

オ 参考見積書（様式8）

(3) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写でも見易いよう配慮をお願いします。

エ 提案書には少なくとも次の事項を含めること。

- ① 観光案内所の運営体制および改善サイクル
- ② 体験型コンテンツの具体的内容及び年間実施計画
- ③ デジタル施策（AR/マップ等）の運用・保守方針
- ④ 開業時イベントの実施方針
- ⑤ 本業務における受託者の強み及び実績の活用法

(4) 提案書の提出

ア 提出部数 正本1部、副本として6部

イ 提出期限 令和8年2月9日（月）午後5時00分必着

ウ 提出先 5(2)に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）

(5) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、岩出市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

9 審査方法及び審査基準

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）により審査を行います。各参加者の順位を決め、評価点の合計が最も高い者を選定します。審査は非公開とし、審査結果に対する異議は受け付けません。

(1) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

次のとおり審査を実施します。審査結果は、審査を受けたすべての参加者に通知します。

ア 日 程 令和8年2月13日（予定）

イ 実施場所 岩出市役所内 会議室（岩出市西野209番地）

ウ 出席者 総括責任者と担当者を含む3名以下としてください。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 工 所要時間 | 40分以内 |
| ① 準備 | 5分 |
| ② プレゼンテーション | 15分以内 |
| ③ ヒアリング | 15分以内 |
| ④ 撤収 | 5分 |
| オ 使用機器 | プロジェクター及びスクリーンは、岩出市が準備します。 |
| カ そ の 他 | 詳細は、別途通知します。 |

(2) 審査の方法・基準

選定は、下記の「審査基準」に基づき、審査会の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定します。

審査基準

| 審査項目 | 配点 | 評価 |
|---|----|----|
| 1. 岩出市観光案内所の運営に関する視点（35点） | | |
| 岩出市観光案内所の運営に関する提案内容（35点） 以下の観点から総合的に判断する。 ① 運営体制・マネジメント（15点） ・人員配置及び責任体制の妥当性 ・接遇、危機管理、KPI設定と改善サイクル ・カフェの運営方針 ② 体験型コンテンツの企画・実行力（10点） ・通年型体験プログラムの実現可能性 ・地域資源および関係者との連携手法 ③ デジタル施策の運用設計（10点） ・AR、マップ等の運用方針 ・保守、更新体制及びデータ活用の考え方 | 35 | |
| 2. オープニングイベントの運営に関する視点（15点） | | |
| オープニングイベントの運営に関する提案内容（15点） ・イベントの実現可能性 ・地域資源および関係者との連携手法 | 15 | |
| 3. 経営・財務基盤に関する視点（20点） | | |
| 収支予算（積算根拠）は明確で適切かつ継続的に安定した事業を行うことが可能か | 20 | |
| 4. 基本項目に関する審査（20点） | | |
| 業務目的の理解度及び受託に必要な基礎知識が十分か。 | 10 | |
| 利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか | 5 | |
| 市及び地域との連携についての考え方は適切か | 5 | |
| 5. 業務全般に関する視点（10点） | | |

| | | |
|------------------------------------|-----|--|
| 参考見積額 但し年度上限及び内訳上限を超える場合は失格とする。 | 10 | |
| 評点の合計 | 100 | |

※全評価委員の採点の平均点が50点以下の場合は、優先交渉権者として選定しません。

※評価が同点の場合は、審査会に出席した審査員の過半数の賛成により決定します。

10 審査結果の通知

参加者の審査結果は、結果通知書により、令和8年2月19日に通知します。

11 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「岩出市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

12 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの
- (8) ヒアリングに出席しなかったもの

13 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と岩出市との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に岩出市と詳細を協議していただきます。ただし、協議により変更を行う場合は、提案の骨子及び公平性を損なわない範囲とし、変更内容・理由・金額影響を整理した上で、双方合意により行うものとする。
- (3) 契約保証金は、免除とします。

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

本プロポーザルにおいて選定された契約相手方は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

- (4) 岩出市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。
- (5) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、岩出市と協議の上、行うこととします。

15 問い合わせ先

岩出市 事業部 産業振興課

所在地 〒649-6292 岩出市西野209番地

電話 0736-63-5841 (直通)